

県立体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

県立体育館条例の一部を改正する条例

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額	
			全館貸切使用					区分使用	個人使用		
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに		
入場料 等を徴 収しな い場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 3,650	円 5,720	円 7,610	円 9,370	円 13,320	円 16,980	円 660	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関 する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日、12月29日から31日 までの日並びに1月2日及び3日に 、その他の催しに使用する場合にお いては、普通利用料金の額の2割に 相当する額（100円未満の端数は、 切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場 合においては、1件又は1式1時間 までごとに2,870円の範囲内で知事 が定める額 3 電気料及び暖房料
		一般	7,300	11,440	15,250	18,740	26,690	33,990	1,130	110	
		その他の催しに使用 する場合	36,520	57,170	76,290	93,700	133,460	169,990	3,320		
入場料 等を徴 収する 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	7,300	11,440	15,250	18,740	26,690	33,990	940		
		一般	14,610	22,890	30,490	37,510	53,380	68,000	1,580		
		その他の 催しに使用 する場合	興行とし て行うも のでない 場合	54,760	85,780	114,410	140,540	200,190	254,950	5,220	
		興行とし	109,540	171,580	228,860	281,120	400,440	509,980	9,970		

